独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	フジテック株式会社	コード	6406
提出日	2023/5/30	異動（予定）日	2023/6/21
独立役員届出書の提出理由	・第76期定時株主総会に、社外取締役候補者アンソニー・ブラック氏の選任議案(会社提案)が新任として付議される予定のため。 ・第76期定時株主総会終結の時をもって、社外監査役の平光聡氏が退任する予定のため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	三品　和広	社外取締役	○													○		有
2	海野　薫	社外取締役	○													○		有
3	トーステン・ゲスナー	社外取締役	○													○		有
4	クラーク・グラニンジャー	社外取締役	○													○		有
5	嶋田　亜子	社外取締役	○													○		有
6	アンソニー・ブラック	社外取締役	○													○	新任	有
7	池田　辰夫	社外監査役	○													○		有
8	山崎　美行	社外監査役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		企業経済学のPh.D学位を有し、日米で30年以上にわたってオペレーションズ・マネジメント、ゼネラル・マネジメント、および経営戦略の主にMBA教育に携わってきました。当社においては、2023年年３月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員長として、社内取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画しており、今後も経営体制の拡充およびガバナンスの向上に継続して貢献してくれるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
2		ニューヨーク州の弁護士資格を有し、大手国際法律事務所で30年以上にわたってクロスボーダーM&Aやストラクチャード・ファイナンスの案件等に携わるとともに、大手証券会社での法務・コンプライアンス部門での責任者の経験等も有しております。当社においては、2023年３月24日以降は取締役会の議長としてリーダーシップを発揮し、ガバナンス改革を先導しており、今後はESG・サステナビリティに関しても有益な提言、助言を頂けるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
3		エレベーター業界において最も歴史があり、現在もグローバルマーケットリーダーとして君臨するOtis Elevator Companyで20年もの間、様々なグローバルな役職を務めたほか、ThyssenKrupp Elevator AGで９年の勤務経験を有し、直近では当社の５倍以上の規模を誇る事業体である北米地域担当のCEOとして利益責任を担ってきました。当社においては、2023年３月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員として、社内取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画しております。エレベーター業界におけるグローバルなリーダーシップの経験と培ったネットワークを生かして、今後は当社の事業の成長に大きく貢献してくれるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
4		シカゴ大学のMBA学位を有し、主に日本の金融業界で20年以上にわたって精鋭チームを統括するマネジメント経験を積んできました。当社においては、2023年３月24日以降はシェアホルダー・リレーションズにおいてリーダーシップを発揮してガバナンス改革を推し進めており、今後は当社の企業価値向上策の立案に貢献してくれるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
5		カリフォルニア州の弁護士資格を有し、大手法律事務所において８年以上勤務後、米国の大手企業および日系企業の米国現地法人において15年にわたって社内弁護士として知財・法務・M&Aおよびガバナンス等に関する幅広い経験を積んできました。当社においては、2023年３月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員として、社内取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画しております。グローバル企業のグループ経営に関する豊富な経験を基に、今後は当社のガバナンス改革およびグループ経営・コンプライアンス・リスクマネジメント強化に貢献してくれるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
6		バージニア大学のMBA学位を有し、エレベーター業界のグローバルリーダーであるOtis Elevator Companyの親会社であったUnited Technologies Corporationでの35年にわたる勤務経験のうち、26年はエレベーター事業に従事しておりました。なかでも成長著しい中国事業のCEOを務めたことや、収益力の柱となるサービス部門をグローバルに統括したことに加え、Nippon Otis Elevatorのマネージング・ディレクターとして日本でのマネジメント経験をも有することから、国内外のエレベーター業界に関する幅広い知見を踏まえた助言を通じて、当社の事業戦略の見直しに貢献してくれるものと期待しております。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
7		長年にわたって大学教授、弁護士、自治体審議会等の要職に携わるなど、豊富な経験と見識を有し、企業法務に精通しており、財務及び会計を含む企業経営全般に関する知見を活かして、今後とも、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。
8		過去に他社の社外役員となる以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、長年にわたって公認会計士として会計監査業務に携わられ、培われた豊富な知見を活かして、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。 なお、上記2.「役員の属性」a.～l.に該当がなく、東京証券取引所が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）に抵触せず、当社の独立役員選任基準を満たしているものと判断しているため、独立役員として指定しております。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。